

アピール

特定秘密保護法案に反対し、廃案を求めます

私たちは、現国会に上程されている特定秘密保護法案に反対し、廃案を求めます。その理由は、この法案に軽視できない次のような内容が含まれているからです。

- 1 法案は、各行政機関の責任者が任意に「特定秘密」を指定できることになっており、何を秘密とするかも秘密としています。これは行政の行う行為とそれに関する情報を無限大に国民・住民から隠す可能性を持つものであり、憲法が定める国民主権国家と民主主義体制の基本を破壊するもの、といわなければなりません。
- 2 国の行政機関における秘密の指定が、地方自治体の行政に直接関係することが、国会の審議で明らかになりました。これは、地方自治体を国の下請け機関化する突破口になる可能性をはらんでおり、憲法・地方自治法の定める地方自治の原則に根本的にそむくものです。
- 3 行政機関における広範囲な事項についての秘密の指定は、国会と地方議会の審議に極めて強い制約となり、秘密会設定の多発もふくめて、議会制民主主義を根本から破壊するおそれがあります。
- 4 秘密を漏らした者、漏らそうとした者、漏らすことをそそのかした者に対する罰則は重刑というべきものであり、国家・地方公務員だけでなく、行政機関の外部にあって秘密事項の取り扱いをする者にも及ぶとされています。しかも、犯罪の根拠である「秘密」の内容が明らかにされないままに、刑罰が科せられる可能性があります。憲法擁護と民主主義の立場から秘密を公表し、公表しようとする行為が厳罰対象となる可能性は大きく、公務員の憲法順守・擁護義務や主権者である国民・住民の基本的な人権を大きく侵害することは明らかであるといわなければなりません。
- 5 秘密を取得し公表した者、また秘密を取得あるいは公表しようとした者、またはそれらをそそのかした者に対する罰則もまた重刑というべきものです。これが、言論・出版の自由や学問・研究の自由をおびやかす、その制約となることは明白です。
- 6 現在の民主主義は、国家・権力機関による情報の公開、権力機関に対する自由

な取材と報道、それらを素材とした各分野の研究や論評に基づいて、主権者である国民・住民が政治判断をすることによって成り立っています。特定秘密保護法案は、その基本を根底から破壊するものです。

私たちが研究対象としてきた日本の地方自治は、国の政治・行政に密接に関係しています。個々の地方自治体はこれまでも、軍事基地と地方自治体との関係などのように、国の秘密行政に直面してきました。これ以上、国と地方自治体の関係における秘密を増大させたり、また特定の行政行為を「秘密事項」として自治体に押し付けることが広がるなら、国だけでなく地方自治体の行政が密室化することは明らかだといわなければなりません。これは、民主的な地方自治制度の危機です。

税制度や福祉行政における個人情報保護、また入札制度における予定価格の秘密など、地方自治体の行政においても「秘密」とされるべき事務が存在することは当然のことです。しかしそれらは、住民の基本的な人権を守るという目的を果たすためのものであり、秘密の範囲も保護しておく時間も、法制度的に明らかにされた限定条件がついており、行政機関の長による任意ではありません。

それに対して、特定秘密保護法案は以上に見たような根本的な欠陥を持つものであり、決して容認できません。

以上が、私たちが特定秘密保護法案に反対し、廃案を求める理由です。

多くの人たちがこのアピールに賛同し、声を広げてくださることを求めます。

2013年11月

NPO法人 多摩住民自治研究所会員有志

大和田 一紘
池上 洋通
朝岡 幸彦
荒井 文昭
大野 芳男
神子島 健
川名 雄児
酒井 芳博

佐藤 真和
杉山 康治
妹尾 浩也
新国 信
橋本 由美子
八幡 一秀
古川 和隆
堀内 通成

山崎 陽一
山家 利子
名取 修一
目黒 重雄
近澤 吉晴